

J R 高槻駅北東地区における町境界の変更について (要望)

平成 21 年 7 月 14 日

高槻市長 奥本 務 様

要望者 J R 高槻駅北東地区開発事業まちづくり協議会

会長 箕原 克彦



以下協議会構成員 阪急不動産株式会社

取締役社長 箕原 克彦



社会医療法人 愛仁会

理事長 筒泉 正春



学校法人 関西大学

理事長 上原 洋允



株式会社西武百貨店

代表取締役 山下 國



高槻市 J R 高槻駅北東地区画整理組合

理事長 北村 真



J R 高槻駅北東地区における町境界の変更につきまして、下記のとおり要望いたします。

収 受
平成 21.7.14
高市市第 249 号
本 高槻市

1 要望の趣旨

J R高槻駅北東地区都市開発事業は、都市再生緊急整備地域における民間プロジェクトとして公共施設の整備と良質な宅地整備のための土地区画整理事業を行い、各エリアにおいて駅前立地にふさわしい施設建築物等の整備を進めています。

具体的には、高槻市 J R高槻駅北東土地区画整理組合と各事業者（阪急不動産株式会社、社会医療法人愛仁会、学校法人関西大学、株式会社西武百貨店）で構成する「J R高槻駅北東地区開発事業まちづくり協議会」を組織し、土地の高度利用と統一感のある美しい都市景観形成を図ると共に、公益的空間の一体的維持管理についても取り組んでおります。

この度の要望につきましては、当該都市開発事業を進めている区域（以下、「都市開発事業区域」という。）が、「白梅町」及び「古曽部町二丁目」の2町に跨っていることから、古曽部町二丁目に位置する関西大学の敷地について、上宮天満宮に由来する「白梅町」へ編入するための町の境界変更を貴市にお願いし、都市開発事業区域内の町名の統一を図ろうとするものです。

2 要望の理由

- ① 都市開発事業区域が「白梅町」及び「古曽部町二丁目」の2町に跨るものの、それぞれの町に偏ることなく土地区画整理事業で一体的に公共施設の整備を行い、将来を見据えた良好なまちづくりの実現を目指す地域であること。
- ② 都市開発事業区域では「地区計画（再開発等促進区）」を定め、変化と統一感あるデザイン形成を図る一体的な街として整備する地域であること。
- ③ 都市開発事業区域では、高槻の歴史・文化を受け継いだ多彩な機能が集まる“生活ミュージアム”のような街を目指したいとの思いを込め、街の愛称を「MUSEたかつき」としている区域であること。
- ④ 都市開発事業区域の民地内の壁面後退部分や公開デッキ部において、4事業者で協定を締結し一体的に維持管理をしていく地域であること。
- ⑤ 都市開発事業区域内は平成24年度に土地区画整理事業による換地処分を行い、地番及び住居表示を再編成する地域であること。

今後はこの街で働き、暮らし、憩い、学ぶ人々と力を合わせ、白梅町の名にふさわしく文教・福祉都市、文化の華を咲かすまちとして、そして緑豊かなまちを整備し維持できるよう努力していく所存でございます。何卒、この都市開発事業区域を単一町名とするため、白梅町の境界変更に関西大学新キャンパスが開校する平成22年4月までに行っていたいただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

以上

高槻市と関西大学との連携推進会議に関する協定書

高槻市（以下「甲」という。）と関西大学（以下「乙」という。）は、次の条項によって連携推進会議（以下「会議」という。）を設置し、開催するものとする。

（目的）

第1条 甲及び乙は、平成20年8月18日付けで締結した「覚書」に沿って、甲及び乙が連携推進することによって、「知と文化の拠点、学園のまち高槻」を目指し、協議・調整などを行うため、会議を設置するものとする。

（所掌事務）

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 「地・学連携」における取組に関すること。
- (2) 国土交通省所管国庫補助事業（暮らし・にぎわい再生事業）の趣旨を踏まえ、その具体的な取組について継続的で着実な施設の利活用の実現に関すること。
- (3) 前各号における検証及び評価に関すること。
- (4) その他、前各号の関連事項に関すること。

（組織）

第3条 会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 会議に議長及び副議長を置き、開催場所に応じ、その職を充てる。

3 高槻市開催時は、議長は高槻市市長公室担当副市長を、副議長は議長が指名した者とする。

4 関西大学開催時は、議長は学校法人関西大学専務理事を、副議長は議長が指名した者をもって充てる。

（議長及び副議長の職務）

第4条 議長は、会議の事務を総括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のときはその職務を代理する。

（幹事会）

第5条 会議の所掌事務について整理させるため、会議に幹事会を設置する。

2 幹事会は、別表2に掲げる者又は議長が指名する者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、議長が指名する幹事をもって充てる。

（説明時の聴取）

第6条 議長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができ、併せて資料の提供を求めることができる。

（会議）

第7条 甲乙双方は第1条（目的）を実現するため、次に掲げる月に会議を開催するものとする。

- (1) 6月、10月の年2回を定例会とする。また定例会の実施が困難な場合は甲乙双

方協議の上、開催月を変更することができる。

(2) 前号の規定にかかわらず、甲乙双方が必要と認めた場合は開催することができる。

(窓口の設置)

第8条 会議を円滑かつ効果的に進めるため、双方に連絡調整等の窓口を設置する。

(1) 高槻市は市長公室政策企画室、関西大学は高槻新キャンパス設置準備事務室を連絡等の窓口とする。

(2) 変更が生じた場合は、速やかに報告すること。

(その他)

第9条 この協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めることとする。

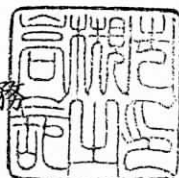
2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めることとする。

本協定書締結の証として本協定書2通を作成し、各々1通を所持する。

平成21年(2009年)2月26日

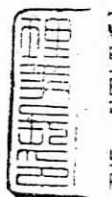
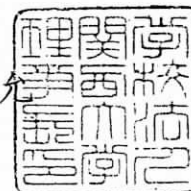
甲 高槻市
高槻市 桃園町2番1号

高槻市長 奥本



乙 学校法人 関西大学
吹田市山手町3丁目3番35号

理事長 上原 洋



別表1 (第3条関係)

高槻市	関西大学
副市長 (市長公室担当)	専務理事
副市長	常務理事
政策統括監	総合情報学部長
市長公室長	社会安全学部長
総務部長	地域連携センター長
危機管理監	中等部・高等部校長
市民参画部長	初等部校長
保健福祉部長	法人本部長
子ども部長	大学本部長
都市産業部長	総合企画室長
教育指導部長	高槻担当局長
地域教育監	
消防長	

別表2 (第5条関係)

高槻市	関西大学
政策企画室長	社会安全学部副学部長
総務室長	中等部・高等部校長
生涯学習室長	大学本部長
保健福祉政策室長	高槻担当局長
子ども育成室長	総合企画室長
農林商工観光室長	学生サービス事務局長
学校教育室長	学術情報事務局長
地域教育室長	キャリアセンター事務局長
消防本部次長	社会連携担当次長